

大阪市住之江区と株式会社サンスターラインとのパートナーシップ協定書

大阪市住之江区（以下「住之江区」という。）と株式会社サンスターライン（以下「サンスターライン」という。）は、次のとおりパートナーシップ協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、住之江区及びサンスターラインが包括的な連携のもと、相互に協力し、住之江区の活性化に寄与することを目的とする。

（連携・協力内容）

第2条 住之江区及びサンスターラインは、前条の目的を達成するため、次に掲げる分野について、連携・協力する。

- （1）住之江区の魅力・イメージ・知名度の向上及び情報発信等に関する事
- （2）観光施策及び事業の共同企画に関する事
- （3）住之江区の地域活性化に関する事
- （4）その他前条の目的を達成するために必要な分野に関する事

（禁止事項）

第3条 サンスターラインが取組を行うにあたっては、次の各号に該当してはならない。

- （1）法令又は公序良俗に反すること、又は反するおそれがあること
- （2）政治活動又は宗教活動を伴うもの

（連携期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、本協定の満了日の3ヶ月前までに、住之江区及びサンスターラインのいずれから改廃の申し入れがない場合は、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（守秘義務）

第5条 住之江区及びサンスターラインは、連携事項の検討・実施により知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協定の解除）

第6条 本協定の実施にかかり、住之江区及びサンスターラインが次の各号のいずれかに該当する行為を行った場合、第4条の規定にかかわらず、協定を解除することができる。

- （1）政治的行為を行ったと認められる場合
- （2）法令又は公序良俗に反する活動を行った場合

(3) 暴力団員又は大阪市暴力団排除条例施行規則第3条各号に掲げる者に該当する場合

(4) その他住之江区長が認める場合

(協議)

第7条 本協定に定めるもののほか、住之江区パートナーシップ協定要綱を遵守し、連携・協力の具体的事項及びその他必要な事項については、住之江区及びサンスターラインが協議して別に定める。

本協定の締結を証するため、協定書2通作成し、署名のうえ、各々1通を保有する。

平成31年3月27日

株式会社サンスターライン
代表取締役社長

大阪市
住之江区長

野瀬 和宏

西原 昇